

令和4年度 監査計画

令和4年3月17日
監査委員決定

「宮崎県監査基準」及び「宮崎県監査委員監査処理要綱」等に基づき、次のとおり令和4年度監査計画を定める。

1 実施方針

(1) 公正不偏の監査の実施

適正で効率的な県の行財政運営の確保に資するとともに、県民の福祉の増進に寄与するため、常に公正不偏の立場から監査を実施するものとする。

(2) 経済性、効率性及び有効性の観点の重視

財務事務の合規性及び正確性の観点はもとより、事務事業等の経済性、効率性及び有効性の観点も重視して監査を実施する。

(3) リスクの識別と内部統制に依拠した監査の実施

監査における対象所属のリスクの内容や程度を検討し、内部統制が適切に機能しているかという観点で監査を実施する。

(4) 監査の実効性の確保

監査の実効性を確保するため、以下の対応を行うものとする。

① 再発防止への組織的な取組

監査指摘等に対する改善状況について、再発防止徹底の取組が組織的に行われ、内部統制に反映しているか確認する。

② 本庁所管課との連携

監査の過程で発見された誤りの発生しやすい事例や問題点について、会計、物品事務の指導等を行う会計管理局や職員の給与・旅費等の事務を所管する総務事務センター及び内部統制の推進や評価を行う関係課など本庁所管課との情報共有を行い、再発防止や事務処理の効率化を図る。

③ 分かりやすい情報提供

監査活動に対する理解を図るため、職員を含め県民に対し、分かりやすい監査結果等の情報提供に努める。

2 年間実施計画

別紙のとおりとする。

3 監査等の種別及び実施方法

令和4年度に実施する監査等は、次のとおり実施するものとし、具体的な内容は、各監査等の実施計画等において別に定める。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第4項）

ア 対象機関

県のすべての機関を対象とする。

イ 実施時期

前期：令和4年4月～令和4年8月

後期：令和4年11月～令和5年3月

ウ 対象年度

原則として、令和4年8月までに実施する機関については令和3年度、それ以降に実施する機関については令和4年度を対象とする。

(2) 財政援助団体等の監査（法第199条第7項）

ア 対象機関

県が財政的な援助を与えている団体等（補助団体、出資団体、公の施設管理団体）の中から別に定める基準により選定する。

イ 実施時期

令和4年9月～令和4年11月

※補助団体、出資団体及び公の施設管理団体を実施。

ウ 対象年度

原則として、令和3年度を対象とする。

(3) 行政監査（法第199条第2項）

① あらかじめ選定した特定の事務事業について監査を行う。

ア 対象機関

別に選定する事務事業を所管する県の機関を対象とする。

イ 実施時期

令和4年4月～令和5年3月

② 定期監査において必要があると認められるときに財務監査と一体的に監査を行う。

ア 対象機関

県の全ての機関または必要と認める機関を対象とする。

イ 実施時期

令和4年4月～令和4年8月

令和4年11月～令和5年3月

(4) 随時監査（法第199条第5項）

ア 対象機関

過去の指摘状況等を勘案し、監査委員が必要と認めた県の機関を対象とする。

イ 実施時期

令和4年4月～令和5年3月

(5) 決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

ア 対象

令和3年度普通会計及び公営企業会計を対象とする。

イ 実施時期

令和4年5月～令和4年8月

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

ア 対象

令和3年度普通会計及び公営企業会計を対象とする。

イ 実施時期

令和4年8月

(7) 現金出納検査（法第235条の2第1項）

ア 対象

普通会計及び公営企業会計の前月執行分を対象とする。

イ 実施時期

令和4年4月～令和5年3月

なお、令和4年5、6、11月に対象機関から状況聴取を行う。

(8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

ア 対象

令和3年度内部統制評価報告書を対象とする。

イ 実施時期

令和4年6月～令和4年8月

